

ホライズン・トラストー 南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書 (全体版)

作成対象期間
第 9 期

(自:2016年4月1日)
(至:2017年3月31日)

管理会社

UTI インターナショナル(シンガポール)プライベート・リミテッド

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。

さて、ホライズン・トラストー南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第9期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

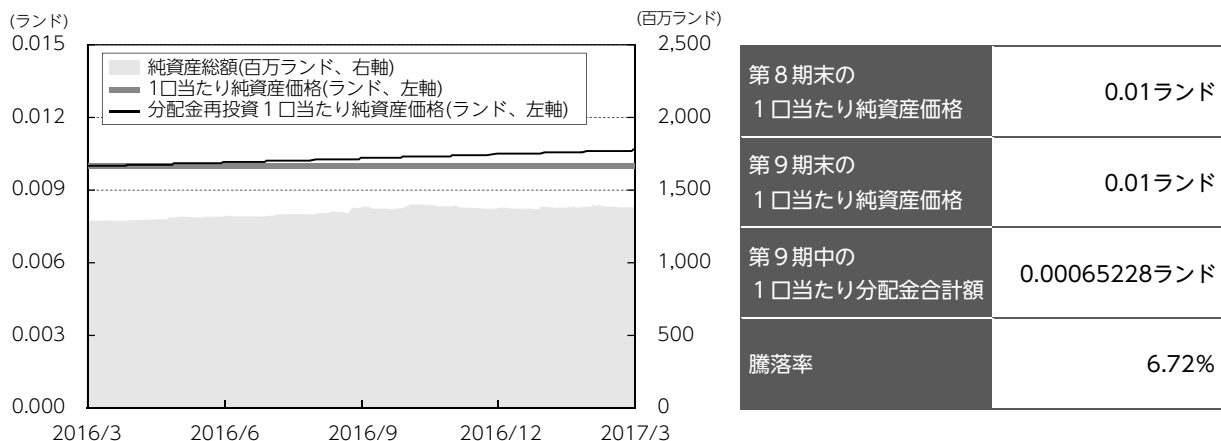
ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	ファンドは、早期に終了しない限り、2008年10月17日から150年後に終了する予定です。
繰上償還	<p>ファンドは以下の場合に終了します。</p> <ul style="list-style-type: none">(a) ファンドが違法となるか、または受託会社が管理会社と協議の上90日以上前の事前の書面通知をなすところの意見によれば、ファンドを継続することが非現実的であるか、不可能であるか、もしくは得策ではなく、または受益者の利益に反している場合。(b) ファンドがそれに従い設立された補遺信託証書の日付から開始する150年の期間の満了時。(c) ファンドを終了する旨のファンド決議が可決されたかまたは効力を生じた日。(d) ファンドのすべての受益証券が買い戻された日。(e) 受託会社および管理会社の絶対的裁量で、ファンドの終了が決議された日。(f) 受託会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり管理会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該受託会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。(g) 管理会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり受託会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該管理会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。 <p>純資産価額が当初募集期間の満了時またはその後のいずれかの時点で300,000,000ランドを下回る場合、管理会社は、その絶対的裁量において、発行済みの受益証券の全部（一部ではありません。）を、評価日（ファンドに関して、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。かかる強制買戻しの日付またはその直前の日付に当たります。）に決定される買戻価格に、買戻しのために現金化されるファンドの当該投資対象の関連の評価日における公表された価値とその後それらが実際に現金化された際の実現価値の差額に関する調整額ならびにすべての発行済み受益証券の買戻しおよび関連ある場合はファンドの終了に関してもしくはこれに起因して受託会社が負担し、発生させまたは予期していたすべての税金および料金、費用、その他の経費、偶発債務、請求および要求に関する負債（負債の引当金を含みます。）の調整額を加減した金額で買い戻すことを決定することができます。</p>
運用方針	ファンドは、STeFI（短期固定金利）3か月物短期金融市場指標に準拠する利回り（税および費用込み、1年間で測定されます。）の獲得を目標とします。ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求します。
主要投資対象	ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求します。かかる資産には、銀行引受手形、社債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定金利譲渡性預金、変動金利譲渡性預金、および約束手形を含みますが、これらに限られません。
ファンドの運用方法	管理会社は、ファンドの運用についてインベストック・アセット・マネジメント・ガーンジー・リミテッド（以下「投資運用会社」といいます。）に委任しており、投資運用会社は、ファンドの運用について、さらにインベストック・アセット・マネジメント（プロプライエタリ）リミテッドに委任します。

<p>主な投資制限</p>	<p>ファンドに適用される投資制限のうち、主なものは以下のとおりです。ファンドに適用される投資制限は下記に限定されるものではありませんので、ご注意ください。</p> <p>短期金融市場商品は、フィッチ格付けF2以上、ムーディーズ格付けP2以上、フィッチ長期格付けBBB-以上、または同等の格付けを有するものに制限されます。格付けクラスに対する総エクスポージャーは、以下のポートフォリオ比率に制限されます。</p> <table border="1" data-bbox="411 349 1399 551"> <thead> <tr> <th>短期</th> <th>長期</th> <th>制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)</td> <td>フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)</td> <td>フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF2またはムーディーズP2</td> <td>フィッチBBB+からBBB-</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>単一の発行体に対するエクスポージャーもまた、商品の格付け（商品が格付けされない場合は発行体の格付け）に基づき、以下のポートフォリオ比率に制限されます。</p> <table border="1" data-bbox="411 618 1399 819"> <thead> <tr> <th>短期</th> <th>長期</th> <th>制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)</td> <td>フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)</td> <td>フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>フィッチF2またはムーディーズP2</td> <td>フィッチBBB+からBBB-</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) 本書作成時点において、上記格付会社が発表する南アフリカの国内格付（またはそれに類似する格付）が使用されております。当該格付は、国際比較を可能とするように意図されたものではありません。また、今後のファンド運用において必要と認められる場合には、予告なく当該格付以外の格付が使用されることがあります。また、管理会社は、ファンドの資産の50%超が日本国金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資されるよう維持しなければなりません。</p>	短期	長期	制限	フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	100%	フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	40%	フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	10%	短期	長期	制限	フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	25%	フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	10%	フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	2.5%
短期	長期	制限																							
フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	100%																							
フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	40%																							
フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	10%																							
短期	長期	制限																							
フィッチF1+またはムーディーズP1 (長期Aa3以上)	フィッチAA-またはムーディーズ Aa3以上	25%																							
フィッチF1またはムーディーズP1 (長期A1からA3)	フィッチA+からA-またはムーディーズ A1からA3	10%																							
フィッチF2またはムーディーズP2	フィッチBBB+からBBB-	2.5%																							
<p>分配方針</p>	<p>G. A. S. (ケイマン) リミテッド (以下「受託会社」といいます。) は、管理会社の助言に基づき、各取引日^(注)にファンドに関する分配を宣言することを意図します。分配は、受益証券1口当たり純資産価格が当該取引日に閾値 (受益証券1口当たり0.01ランド) を上回る場合にのみ宣言されます。分配に利用できる金額は、管理事務代行会社が受益証券1口当たり純資産価格を計算することにより各取引日に決定されます。ファンドから分配される受益証券1口当たりの金額は、関連の取引日に受益証券1口当たり純資産価格を閾値に相当する金額まで減額するのに必要な金額とします。分配は、各取引日の最後に終了する関連する市場における営業の終了の直前、または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定する当該日におけるその他の時点で宣言されたとみなされます。</p> <p>分配は、投資者から申込金を受領される日付から毎日発生します。したがって、受益者は、決済日に宣言される分配を受領する権利を有します。分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配 (源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金 (もしあれば) を控除したものは、分配再投資日に決定される受益証券1口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資されます。</p> <p>(注) 「取引日」とは、各営業日および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいい、「営業日」とは、ファンドに関して、ニューヨーク、南アフリカ、アイルランド、英国および日本において銀行が営業を行っている日 (土曜日および日曜日を除きます。) および/または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。</p>																								

I. 運用の経過等

(1) 当期の運用の経過および今後の運用方針

■ 1口当たり純資産価格等の推移について



- (注1) 騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
 (注2) 1口当たり分配金合計額は、税引前の1口当たり分配金の合計額を記載しています。以下同じです。
 (注3) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
 (注4) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、第8期末(2016年3月末日)の1口当たり純資産価格を起点として指数化しています。
 (注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
 (注6) ファンドにベンチマークは設定されていません。
 (注7) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入しています。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

■ 1口当たり純資産価格の主な変動要因

当期を通じて、ファンドはSTeFI(短期固定金利)3か月物短期金融市場指標を上回りました。より高い利回りにねらいを定めたことが、パフォーマンスに寄与しました。さらに、当期を通して変動利付債の спреッドが高い水準を維持したため、長期変動利付債のエクスポージャーを引き上げたこともリターンに貢献しました。

■分配金について

当期(2016年4月1日～2017年3月31日)の各月の再投資日に再投資された1口当たり分配金(税引前)はそれぞれ以下のとおりです。

(金額：ランド)

再投資日	1口当たり純資産価格	1口当たり分配金額 (対1口当たり純資産価格比率(注))
2016年4月26日	0.01	0.00004753 (0.47%)
2016年5月27日	0.01	0.00005702 (0.57%)
2016年6月29日	0.01	0.00005348 (0.53%)
2016年7月28日	0.01	0.00005219 (0.52%)
2016年8月30日	0.01	0.00005926 (0.59%)
2016年9月29日	0.01	0.00005422 (0.54%)
2016年10月27日	0.01	0.00005089 (0.51%)
2016年11月29日	0.01	0.00005985 (0.59%)
2016年12月29日	0.01	0.00005438 (0.54%)
2017年1月30日	0.01	0.00005781 (0.57%)
2017年2月27日	0.01	0.00005012 (0.50%)
2017年3月30日	0.01	0.00005553 (0.55%)

(注)「対1口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たり純資産価格比率(%) = $100 \times a / b$

a = 当該再投資日における1口当たり分配金額

b = 当該再投資日における1口当たり純資産価格 + 当該再投資日における1口当たり分配金額

■投資環境について

当期を通じて、市場は政治に大きく影響されました。2016年第2四半期中、イギリスは国民投票でEU離脱を決定（離脱派52%対残留派48%）し、市場を混乱に陥れました。離脱決定後、英ポンドは（1985年以来の最低水準まで）急激に下落した一方、世界の株式市場は一時急落しましたが、その後、同四半期末までの下落分の一部を回復しました。市場以外に目を向けると、キャメロン首相が強く主張してきたEU残留をイギリス国民が拒絶したことを受け、首相は辞任し、このため市場は一段と不透明感を増しました。

第3四半期に、米連邦準備制度理事会（以下「FRB」といいます。）は、7月の連邦公開市場委員会（以下「FOMC」といいます。）で金利を据え置き、警戒感を示しました。しかしながら、FRBのジャネット・イエレン議長は、ジャクソンホール会合の声明で利上げを再び議題に上げ、「利上げへの論拠が強まっている。」と述べました。会合後、FRBの「ドット・プロット」（金利予測分布図）は、年末までに一回の利上げがあることを示唆しましたが、2017年および2018年については当初予想より低めの金利予想となりました。南アフリカでは、アフリカ民族会議（ANC）が、地方議会選の結果、多くの主要都市において過半数を獲得できず、政治情勢が注目されました。また、前財務相プラビン・ゴードン氏は、南アフリカ国税庁（SARS）長官時代の詐欺容疑を背景に、南アフリカ警察特別組織（Hawks）から特別警告書の提出を要求する内容の書簡を発行されました。これは、投資家に不安感を掻き立て、8月に現地通貨と債券市場は大幅に下落しましたが、アンハイザー・ブッシュ・インベブ（Anheuser-Busch InBev）のSABミラー（SABMiller）買収による大量の資金流入に加えて、世界的な金融緩和策に後押しされた高利回り資産を追求する動きが続き、9月には市場の回復が見受けられました。しかしながら、南アフリカの経済指標の改善を受けて、南アフリカ準備銀行（以下「SARB」といいます。）の金融政策委員会（以下「MPC」といいます。）が、7月と9月の会合で金利を据え置く可能性が出てきました。また、MPCは利下げにはインフレ圧力の一段の低下と維持が必要と述べ、利下げについては冷静な見方を示しました。

2016年第4四半期は、ドナルド・トランプ氏が大方の予想を裏切り、第45代アメリカ合衆国大統領に選出されたことを受けて、引き続き政治情勢が中心となりました。その後まもなく、先進国市場の株価が上昇し、米ドルが上昇した一方で、世界の債券利回りは上昇し、新興市場の株式が下落しました。これは、投資家が米国のリフレ政策による成長戦略を織り込み始めたため、この「トランプ氏によるリフレトレード」は、世界の債券の大きな重しとなり、バークレーズ・グローバル債券総合インデックスは米ドルベースで4.0%下落し、単月で過去最低値となりました。政治以外では、FOMCは、引き続き米国経済に強さが見受けられることから、予想通り12月にフェデラル・ファンド・レートを25bps引き上げました。さらに驚くべきことに、FRBは、2017年中の利上げ（25bps）については、9月の会合で示した2回を変更し、3回実施する見通しであることを発表しました。南アフリカでは、2016年11月から12月にかけて行われた同年最後のソブリン格付けに注目が移りました。フィッチ・レーティングは、南アフリカの外国通貨建ておよび米ドル建て債券をBBB-（投資不適格の1段階上）の投資適格としましたが、アウトルックは安定的からネガティブに改訂しました。ムーディーズ・インベスターズ・サービスは、Baa2格付け（投資不適格の2段階上）を維持し、格付け見通しについてはネガティブを維持しました。スタンダード・アンド・プアーズは、現地通貨建債券の格付けをBBB（投資不適格の2段階上）に引き下げましたが、外国通貨建債券の格付けはBBB-を据え置き、アウトルックは引き続きネガティブとしました。全般的に見て、すべての格付機関が、経済成長に回復が見られない点、GDPに対する政府債務および偶発債務の比率の増加ならびに／または構造改革を阻む、あるいは、体制の弱体化を招く不安定な政治など、格付けの引き下げにつながりかねない状況について類似する内容を記載しました。

ドナルド・トランプ氏が大統領に就任し、大統領命令で市場を不安に陥れたため、2017年は不安定な幕開けとなりました。市場は当初、税率引き下げおよびインフラ投資に対する期待感から上昇したものの、トランプ氏が医療保険制度の撤廃で失敗したため、トランプ政権が直面する課題が浮き彫りになりました。このような動向を受けて、トランプ氏のリフレトレードの展開が幾分早まりました。当期を通

して堅調な経済統計を背景に、FOMCは2017年3月に25bpsの利上げを決定しました。さらに、FOMC委員会は、2017年中に3度の利上げを予想する委員会メンバーの数が6名から9名に増えたことを受け、利上げへの道のりについて、市場に安心感を与えました。この結果、予想を上回る速さで利上げが行われるのではないかという憶測が一掃され、世界債券に対する下落圧力は緩和されました。南アフリカでは、SARBは、インフレ率の改善を背景に金利を据え置き、レセチャ・クガニャゴ総裁は利上げサイクルの終焉を示唆しました。

2017年3月初めの数週間、安定した政情を背景に市場は小休止し、根拠のない安心感を抱きましたが、その後、内閣改造の噂が再び浮上しました。潮目を変化しようとする中、ジェイコブ・ズマ大統領は、財務相（Pravin Gordhan）および副財務相（Mcebisi Jonas）の解任を含む、大幅な内閣改造を断行しようやく抜本的な改革に乗り出しました。これを受けて、予想通り、同国の確定利付資産の暴落および南アフリカ・ランドの下落が起き、スタンダード・アンド・プアーズは格付機関の中で、いち早く、南アフリカの長期外国通貨建て債券の格付けを投資不適格（BB+）に格下げし、現地通貨建て債券の格付けを最低投資格付（BBB-）とした一方、アウトルックはネガティブを据え置きました。当期末時点で、フィッチ・レーティングおよびムーディーズ・インベスターズ・サービスは、格付け見直しを発表していませんでした。

当期において、ヨハネスブルグ銀行間金利（JIBAR）6か月物は期初に上昇しましたが、概ね横ばいで推移し4bps上昇して期末を迎えた一方で、SARBは方針を変えず金利を据え置きました。

■ポートフォリオについて

当期を通じて、投資運用会社は慎重に債券エクスポージャーを引き下げ、長期変動利付銀行債を購入し続けました。さらに、投資運用会社は、債券に対して積極的な見方を取り、スプレッドに投資妙味がある高格付けの銀行債および社債を追加購入しました。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ. ファンドの経理状況 （3）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

全体的に見て、世界の投資環境は引き続き良好で、新興市場では資金の流入が続いています。世界の経済統計に関するニュースは、新興市場および先進国市場の両市場において概ね良好で、今後6か月間多くの主要指標が同時に好調に推移することを示唆しました。投資運用会社は、この良好な環境が中期的に持続するとみています。しかし、政治的不透明感は、イギリスがEU離脱交渉に向けて取り組んでいることから、Brexit交渉の進捗状況のみならず、米国の今後の政策（財務、金融および貿易）、フランスとドイツの選挙に大きな影響を与え続けるでしょう。

南アフリカのマクロ経済のファンダメンタルズは、インフレ率の低下、経常収支の改善、経済成長の回復など、改善し始めています。しかしながら、今まで同様に格付付与の決定要因となり得る、流動的かつ不透明な（内閣改造で明らかになった）政局は、国内の見通しに影を落としています。投資運用会社の見方では、ソブリン格付けが一段と引き下げられるリスクが引き続き高く、低迷する半官半民企業についてはさらに引き下げられると考えます。また、最近の事例を背景とする企業信頼感および消費者信頼感へのマイナス影響を受けて、成長リスクが上昇し、個人消費および投資支出が減少する可能性があります。

投資運用会社は、食品価格の上昇が一服しているため、物価下落圧力が当面続き、インフレは今後数か月間、SARBの目標レンジである3%から6%の範囲内に戻ると考えています。とは言え、政治リスクが現地通貨の大幅な下落を招く可能性があることから政治リスクが台頭するにつれて、見通しは悪化する可能性があります。利下げは内閣改造の前に行われる可能性があります。金融当局は、インフレが起きた場合、インフレ圧力（例えば、燃料価格の上昇、南アフリカランドの下落など）に対抗する用意がある一方で、金利を当面維持すると思われれます。

今後も、投資方針にしたがって、ファンドの運用を続けてまいります。

(2) 費用の明細

項 目	項目の概要	
運用管理費用 (管理報酬等)	純資産総額の年率0.05%	
投資運用会社報酬	純資産総額の年率0.40%	
受託報酬	固定報酬	170,000ランド
	当初口座開設手数料	14,000ランド
	非居住者預金口座開設手数料	14,000ランド
販売報酬	販売会社が申込人を斡旋した受益証券に帰属する純資産総額の当該部分の年率0.40%	
管理事務代行・ 保管報酬	ファンドの純資産総額のうち、次の区分による金額部分に、該当する年率を乗じて得た額の合計額（ただし、70万ランドを最低報酬額とします。）	
	純資産総額	年率
	10億ランド以下の部分	0.10%
	10億ランド超20億ランド以下の部分	0.09%
	20億ランド超の部分	0.08%
代行協会員報酬	純資産総額の年率0.10%	
その他の費用（当期）	0.09%	

(注) 各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ. 直近9期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記各会計年度末および第9会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	ランド	百万円	ランド	円
第1会計年度末 (2009年3月末日)	180,764,090.00	1,533	0.01	0.0848
第2会計年度末 (2010年3月末日)	598,466,718.00	5,075	0.01	0.0848
第3会計年度末 (2011年3月末日)	1,117,923,334.00	9,480	0.01	0.0848
第4会計年度末 (2012年3月末日)	1,102,164,832.00	9,346	0.01	0.0848
第5会計年度末 (2013年3月末日)	1,230,984,426.00	10,439	0.01	0.0848
第6会計年度末 (2014年3月末日)	1,333,442,661.00	11,308	0.01	0.0848
第7会計年度末 (2015年3月末日)	1,204,828,295.00	10,217	0.01	0.0848
第8会計年度末 (2016年3月末日)	1,289,546,237.00	10,935	0.01	0.0848
第9会計年度末 (2017年3月末日)	1,390,011,237.00	11,787	0.01	0.0848
2016年4月末日	1,292,844,206.52	10,963	0.01	0.0848
5月末日	1,317,421,742.73	11,172	0.01	0.0848
6月末日	1,322,909,649.30	11,218	0.01	0.0848
7月末日	1,323,979,935.17	11,227	0.01	0.0848
8月末日	1,341,107,250.35	11,373	0.01	0.0848
9月末日	1,384,298,812.00	11,739	0.01	0.0848
10月末日	1,379,663,109.26	11,700	0.01	0.0848
11月末日	1,392,926,596.03	11,812	0.01	0.0848
12月末日	1,378,243,236.00	11,688	0.01	0.0848
2017年1月末日	1,386,095,183.64	11,754	0.01	0.0848
2月末日	1,382,182,532.21	11,721	0.01	0.0848
3月末日	1,390,011,237.00	11,787	0.01	0.0848

(注1) 会計年度末(3月末日)および半期末(9月末日)の純資産総額は、財務書類上の純資産価額を記載しており、取引目的のために計算された報告純資産価額とは異なることがあります。

(注2) ランドの円換算額は、2017年7月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ランド=8.48円)によります。以下同じです。

(2) 分配の推移

分配は、受益証券一口当たり純資産価格が当該取引日に閾値（受益証券一口当たり0.01ランド）を上回る場合にのみ宣言されます。

分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したものは、分配再投資日に決定される受益証券一口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資されます。

下記は2017年3月末日までの1年間における前月最終取引日から各月最終取引日前日（分配再投資日）まで保有した場合に再投資された月次分配金の額（一口当たりの累計額）を表示しました。

最終取引日	一口当たり分配金	
	ランド	円
2016年4月28日	0.00004753	0.0004030544
5月31日	0.00005702	0.0004835296
6月30日	0.00005348	0.0004535104
7月29日	0.00005219	0.0004425712
8月31日	0.00005926	0.0005025248
9月30日	0.00005422	0.0004597856
10月28日	0.00005089	0.0004315472
11月30日	0.00005985	0.0005075280
12月30日	0.00005438	0.0004611424
2017年1月31日	0.00005781	0.0004902288
2月28日	0.00005012	0.0004250176
3月31日	0.00005553	0.0004708944

下記会計年度における上記月次分配金の単純合計は以下のとおりです。

計算期間	一口当たり分配金	
	ランド	円
第1会計年度	0.00023583	0.0019998384
第2会計年度	0.00061275	0.0051961200
第3会計年度	0.00050663	0.0042962224
第4会計年度	0.00043745	0.0037095760
第5会計年度	0.00041634	0.0035305632
第6会計年度	0.00041763	0.0035415024
第7会計年度	0.00050597	0.0042906256
第8会計年度	0.00055012	0.0046650176
第9会計年度	0.00065228	0.0055313344

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	24,011,632,360 (24,011,632,360)	5,656,733,579 (5,656,733,579)	18,354,898,781 (18,354,898,781)
第2会計年度	57,839,914,572 (57,839,914,572)	16,087,310,665 (16,087,310,665)	60,107,502,688 (60,107,502,688)
第3会計年度	110,522,875,686 (110,522,875,686)	58,651,406,836 (58,651,406,836)	111,978,971,538 (111,978,971,538)
第4会計年度	27,873,936,510 (27,873,936,510)	29,497,200,812 (29,497,200,812)	110,355,707,236 (110,355,707,236)
第5会計年度	50,481,265,836 (50,481,265,836)	37,659,975,926 (37,659,975,926)	123,176,997,146 (123,176,997,146)
第6会計年度	61,091,613,655 (61,091,613,655)	50,924,460,767 (50,924,460,767)	133,344,150,034 (133,344,150,034)
第7会計年度	29,252,332,114 (29,252,332,114)	42,113,709,851 (42,113,709,851)	120,482,772,297 (120,482,772,297)
第8会計年度	40,223,998,573 (40,223,998,573)	31,752,151,342 (31,752,151,342)	128,954,619,528 (128,954,619,528)
第9会計年度	45,160,579,574 (45,160,579,574)	35,114,107,439 (35,114,107,439)	139,001,091,663 (139,001,091,663)

(注1) () 内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含みます。

(4) 純資産額計算書

(2017年3月末日現在)

	ランド	千円 (d. およびe. を除く。)
a. 資産総額	1,399,223,132	11,865,412
b. 負債総額	9,211,895	78,117
c. 純資産総額 (a - b)	1,390,011,237	11,787,295
d. 発行済口数	139,001,091,663口	
e. 一口当たり純資産価格 (c / d)	0.01	0.0848円

Ⅲ. ファンドの経理状況

- a. ファンドの直近会計年度の日本語の財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、ランドで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2017年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ランド=8.48円）で換算されている。なお、円未満の金額は四捨五入されている。

独立監査人の監査報告書

意見

私どもは、ホライズン・トラストのシリーズ・トラストである南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「当ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2017年3月31日現在の財政状態計算書、及び同日をもって終了した事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計方針の要約及びその他の補足情報から構成される注記について、監査を行った。

私どもは、添付の財務書類が全ての重要な点において、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して、2017年3月31日現在の当ファンドの財政状態、並びに同日をもって終了した事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローを公正に表示しているものと認める。

意見の基礎

私どもは、国際監査基準（以下、「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく私どもの責任は、私どもの報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」に詳述されている。国際会計倫理基準審議会が制定する職業会計士の倫理規定（以下、「IESBA規定」という。）並びにケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理要件に準拠して、私どもは当ファンドからは独立しており、また当該要件及びIESBA規定に準拠して他の倫理責任を満たしている。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると確信している。

用途の制限

本報告書は、私どものエンゲージメントの契約条件に従い、受託会社のみに対する報告書である。私どもの監査作業は、監査人の報告書で受託会社に対して述べなければならない事項について、受託会社に対して述べる目的のためだけに実施される。私どもの監査作業、本報告書、又は私どもの意見について、当ファンド及び受託会社以外の何者に対しても、私どもは義務を負わない。

その他の情報

経営者は、投資明細表を構成するその他の情報（財務書類及びそれに対する私どもの監査報告書は含まない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する私どもの意見は、その他の情報を対象としておらず、私どもは、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは監査で得られた私どもの知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。私どもが実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、私どもはその事実を報告する義務がある。この点に関し、私どもに報告すべき事項はない。

経営者及び財務書類のガバナンスの責任者の責任

経営者は、IFRSに準拠して当該財務書類を作成し、公正に表示する責任を有し、また不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために必要な内部統制の策定についても責任を有する。

当該財務書類の作成において、経営者は、継続企業として存続する当ファンドの能力の評価、継続企業に関する事項の開示、また継続企業基準の会計基準を利用することについて責任を有する。但し、経営者が当ファンドを清算するか、業務を停止することを意図しているか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除く。

ガバナンスの責任者は、当ファンドの財務報告プロセスの監視に責任を有する。

財務書類監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、財務書類全体に不正又は誤謬による重要な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を得ることと、私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が常に、存在する重大な虚偽の表示を発見することは保証しない。虚偽表示は、不正又は誤謬から生じることがあるが、それらが個別又は全体で、当財務書類を根拠として行われる利用者の経済的決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、それらは重大とみなされる。

ISAに準拠した監査の一環として、私どもは専門的な判断を行い、監査の間中、専門家としての懐疑心を持ち続けている。また私どもは以下のことを実施した。

- ・ 不正又は誤謬による財務書類の重要な虚偽の表示のリスクの特定と評価、かかるリスクに対処する監査手続きの設計と実施、私どもの意見を提供するために十分で適切な監査証憑の取得。不正により生じた重大な虚偽表示を発見できないリスクは、不正には共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示、又は内部統制の無視が関与しているために、誤謬による虚偽表示を発見できないリスクよりも大きい。
- ・ その状況下において適切な監査手続きを計画するための監査に関連する内部統制の理解。但し、これは当ファンドの内部統制の有効性に対し意見を表明するためではない。
- ・ 経営者が採用した会計方針の適切性及び経営者による会計上の見積りの合理性、並びに関連開示事項の評価。
- ・ 経営者が使用する継続企業の会計原則の適切性、及び継続企業としての当ファンドの能力に重大な疑念を投げかける事象又は状況に関して、重大な不確実性が存在するかどうかについて、入手した監査証憑に基づく判断。私どもが重大な不確実性が存在すると判断した場合、当財務書類での関連開示について私どもの監査報告書で注目することが義務付けられており、もしかかる開示が不適切である場合、私どもの監査意見を修正することが義務付けられている。私どもの結論は、私どもの監査報告書の日付までに入手した監査証憑に基づいている。しかし、将来の事象又は状況により、当ファンドが継続企業として存続できなくなることがある。
- ・ 財務書類の全体としての表示、構成及び内容の評価。これには開示及び財務書類が公正な表示を達成できる基礎となる取引及び事象を表しているかどうかの評価が含まれる。

私どもは、特に計画された監査の範囲及びタイミング、並びに監査中に私どもが確認した内部統制の重大な不備の有無など、重大な監査発見事項について、ガバナンスの責任者と話し合った。

KPMG

2017年9月8日



KPMG
P.O. Box 493
Century Yard, Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of South African Rand Money Market Fund (the "Series Trust"), a series trust of Horizon Trust, which comprise the statement of financial position as at 31st March 2017, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at 31st March 2017, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Restriction on Use

This report is made solely to the Trustee, in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. We do not accept or assume responsibility to anyone other than the Series Trust and the Trustee, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the Schedule of Investments on pages 27 to 30, but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.



Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

8th September 2017

(1) 貸借対照表

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

財政状態計算書

2017年3月31日現在

	注記	2017年		2016年	
		(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
資産					
損益を通じて公正価値により 測定されるトレーディング 目的保有の金融資産	3, 4, 7	1, 241, 443, 766	10, 527, 443, 136	741, 144, 600	6, 284, 906, 208
現金及び現金同等物	5	155, 939, 845	1, 322, 369, 886	549, 745, 396	4, 661, 840, 958
債権	6	1, 839, 521	15, 599, 138	3, 115, 105	26, 416, 090
資産合計		1, 399, 223, 132	11, 865, 412, 159	1, 294, 005, 101	10, 973, 163, 256
資本					
資本受益証券	9	1, 390, 010, 917	11, 787, 292, 576	1, 289, 546, 195	10, 935, 351, 734
利益剰余金	10	320	2, 714	42	356
資本合計		1, 390, 011, 237	11, 787, 295, 290	1, 289, 546, 237	10, 935, 352, 090
負債					
債務	8	9, 211, 895	78, 116, 870	4, 458, 864	37, 811, 167
負債合計		9, 211, 895	78, 116, 870	4, 458, 864	37, 811, 167
資本及び負債合計		1, 399, 223, 132	11, 865, 412, 159	1, 294, 005, 101	10, 973, 163, 256

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

〔署名〕

〔署名〕

日付：2017年9月8日

(2) 損益計算書

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド (ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

包括利益計算書

2017年3月31日に終了した事業年度

	注記	2017年		2016年	
		(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
利息収入	11	104,750,216	888,281,832	82,886,682	702,879,063
損益を通じて公正価値により 測定されるトレーディング 目的保有の金融資産に係る 実現純利益		67,054	568,618	19,307	163,723
投資純収益		104,817,270	888,850,450	82,905,989	703,042,787
費用					
受託会社報酬	12	(170,000)	(1,441,600)	(170,000)	(1,441,600)
管理事務代行会社報酬 及び保管報酬	12	(1,942,606)	(16,473,299)	(1,867,345)	(15,835,086)
管理会社報酬	12	(671,821)	(5,697,042)	(612,593)	(5,194,789)
投資運用会社報酬	12	(5,407,797)	(45,858,119)	(4,925,956)	(41,772,107)
販売会社報酬	12	(5,427,690)	(46,026,811)	(4,934,337)	(41,843,178)
代行協会員報酬	12	(1,347,316)	(11,425,240)	(1,233,602)	(10,460,945)
法務費用及び印刷費用		(695,428)	(5,897,229)	(647,055)	(5,487,026)
監査報酬		(384,607)	(3,261,467)	(499,607)	(4,236,667)
その他の報酬及び費用		(146,337)	(1,240,938)	(231,833)	(1,965,944)
費用合計		(16,193,602)	(137,321,745)	(15,122,328)	(128,237,341)
営業利益		88,623,668	751,528,705	67,783,661	574,805,445
金融費用					
利息費用		(480)	(4,070)	(3,170)	(26,882)
金融費用合計		(480)	(4,070)	(3,170)	(26,882)
税引前利益		88,623,188	751,524,634	67,780,491	574,778,564
税金		—	—	—	—
税引後利益		88,623,188	751,524,634	67,780,491	574,778,564
その他の包括利益		—	—	—	—
当期包括利益合計		88,623,188	751,524,634	67,780,491	574,778,564

包括利益計算書に表示されたもの以外に計上された利益及び損失はない。

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
 (ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

持分変動計算書

2017年3月31日に終了した事業年度

	資本受益証券		利益剰余金		合計	
	(ランド)	(円)	(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
2016年						
4月1日現在	1,289,546,195	10,935,351,734	42	356	1,289,546,237	10,935,352,090
当期包括利益合計	—	—	88,623,188	751,524,634	88,623,188	751,524,634
発行済資本受益証券	451,605,796	3,829,617,150	—	—	451,605,796	3,829,617,150
買戻資本受益証券	(351,141,074)	(2,977,676,308)	—	—	(351,141,074)	(2,977,676,308)
受益者に対して 宣言された分配金	—	—	(88,622,910)	(751,522,277)	(88,622,910)	(751,522,277)
2017年						
3月31日現在	1,390,010,917	11,787,292,576	320	2,714	1,390,011,237	11,787,295,290
2015年						
4月1日現在	1,204,827,722	10,216,939,083	573	4,859	1,204,828,295	10,216,943,942
当期包括利益合計	—	—	67,780,491	574,778,564	67,780,491	574,778,564
発行済資本受益証券	402,239,986	3,410,995,081	—	—	402,239,986	3,410,995,081
買戻資本受益証券	(317,521,513)	(2,692,582,430)	—	—	(317,521,513)	(2,692,582,430)
受益者に対して 宣言された分配金	—	—	(67,781,022)	(574,783,067)	(67,781,022)	(574,783,067)
2016年						
3月31日現在	1,289,546,195	10,935,351,734	42	356	1,289,546,237	10,935,352,090

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
 (ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)
 キャッシュ・フロー計算書
 2017年3月31日に終了した事業年度

注記	2017年		2016年	
	(ランド)	(円)	(ランド)	(円)
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期包括利益合計	88,623,188	751,524,634	67,780,491	574,778,564
営業資産及び負債の変動：				
損益を通じて公正価値により 測定されるトレーディング 目的保有の金融資産の(増加)／減少	(500,299,166)	(4,242,536,928)	224,253,905	1,901,673,114
債権の減少／(増加)*	1,659,474	14,072,340	(1,640,226)	(13,909,116)
債務の増加*	1,157,302	9,813,921	518,975	4,400,908
営業活動により(使用された)／ 得られたキャッシュ純額	(408,859,202)	(3,467,126,033)	290,913,145	2,466,943,470
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の発行による収入	381,501,934	3,235,136,400	349,567,240	2,964,330,195
受益証券の買戻による支出	(347,545,345)	(2,947,184,526)	(319,715,646)	(2,711,188,678)
受益者に対して支払われた分配金	14 (18,902,938)	(160,296,914)	(14,305,968)	(121,314,609)
財務活動により得られた キャッシュ純額	15,053,651	127,654,960	15,545,626	131,826,908
現金及び現金同等物の純変動額	(393,805,551)	(3,339,471,072)	306,458,771	2,598,770,378
現金及び現金同等物の期首残高	549,745,396	4,661,840,958	243,286,625	2,063,070,580
現金及び現金同等物の期末残高	155,939,845	1,322,369,886	549,745,396	4,661,840,958
補足情報：				
受取利息	75,024,236	636,205,521	81,246,456	688,969,947
支払利息	(480)	(4,070)	(3,170)	(26,882)

添付の注記は、当該財務書類の不可欠な部分である。

*未収申込金及び未払償還金を含んでいない。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)
財務諸表注記

1. 一般的情報

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「当ファンド」という。）は、受託会社とUTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下、「管理会社」という。）との間で締結された、2008年10月17日付の基本信託証書及び補遺信託証書により設定されたホライズン・トラスト（以下、「当トラスト」という。）（ケイマン諸島のオープン・エンド型のアンブレラ型ミューチュアル・ファンド）のシリーズ・トラストである。当ファンドの別個のシリーズの受益証券が適宜発行される予定である。早期償還されなかった場合には、当ファンドの受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズは、受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズについて、ファンドの補遺信託証書の発行から150年後に強制的に償還される。当ファンドは、2008年12月3日の初回申込日の後、2008年12月8日に運用を開始した。

当ファンドの投資目的は、STeFI 3か月短期金融市場指標に準拠する利回り（手数料及び税金を含み、1年間で測定される。）を目標とすることである。当ファンドは、南アフリカの一連の短期金融市場商品に投資することにより、その投資目的の達成を追求する。当該資産は、銀行引受手形、社債、譲渡可能預金証書、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定利付譲渡可能預金証書、変動利付譲渡可能預金証書及び約束手形を含むが、それらに限定されるものではない。当ファンドの投資目的が達成されるとの保証はない。

当ファンドは、2008年10月17日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第4条第1項（b）に基づき規制されるミューチュアル・ファンドとして登録され、同法の規定に従うこととなる。2017年3月31日及び2016年3月31日現在、当ファンドには従業員がいない。当ファンドの投資活動は、管理会社が管理している。

2. 重要な会計方針

当ファンドが採用した重要な会計方針は以下の通りである。

準拠する基準書

当財務書類は、国際会計基準審議会（以下、「IASB」という。）が発行した国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）及びIASBの国際財務報告解釈指針委員会が発行した解釈指針に準拠して作成されている。

表示の基礎

当財務書類は、当ファンドの機能通貨である、南アフリカ・ランド（以下、「ランド」という。）により表示されている。当財務書類は、損益を通じて公正価値により測定されるトレーディング目的

保有の金融資産に関して公正価値基準に基づいて作成されている。その他の金融資産及び負債は償却原価により表示されている。資本受益証券は償還金額により表示されている。

IFRSに準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用並びに資産及び負債、収益及び費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことを要求している。見積り及び関連する仮定は、その状況において適切と考えられる過去の経験及びその他様々な要因に基づいている。その結果は、その他の情報源からは容易に入手できない資産及び負債の帳簿価額に関する判断を行うための基礎を形成する。実際の結果は当該見積りと異なる可能性がある。見積り及びその基礎となる仮定は継続的に検討される。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された期間に認識される。

当財務書類の作成において、経営者の判断及び見積りを要する重要な分野は、注記4の検討の通り、金融商品の公正価値の決定に関係する。

公表されているが、2016年4月1日以降に開始される会計期間から適用されず、早期適用もされていない新基準、基準の改訂及び解釈指針

IFRS第9号「金融商品」

2014年7月に公表されたIFRS第9号は、IAS第39号「金融商品：認識及び測定」（以下、「IAS第39号」という。）の現行の指針と置き換えられる。当該基準には、金融資産の減損の計算に関する新しい予想信用損失モデル及び新しい一般的なヘッジ会計要件など、金融商品の分類及び測定に関する指針の改訂が含まれる。当該基準には、IAS第39号からの金融商品の認識及び認識中止の指針も含まれている。IFRS第9号は、2018年1月1日以降に開始する報告事業年度から適用され、早期適用が容認されている。当初の測定に基づき、当ファンドの金融資産及び負債の大部分は損益を通じた公正価値測定に分類されるため、当基準が当ファンドに重大な影響を及ぼすことは見込んでいない。

外貨

当ファンドの財務書類に含まれる項目は、当ファンドが事業を行っている主要な経済環境の通貨（以下、「機能通貨」という。）、すなわちランドを用いて測定されている。有価証券取引は、取引の約定日に財務書類に計上され、約定日の営業終了時の実勢為替レートによりランド（機能通貨及び表示通貨）に換算される。外貨建の貨幣性資産及び負債は期末日現在の実勢為替レートによりランドに換算される。

公正価値で測定される外貨建の非貨幣性資産及び負債は、公正価値が決定される日の為替レートによりランドに再換算される。

トレーディング業務から発生した為替差損益は、当事業年度の包括利益計算書の損益を通じて公正価値により測定されるトレーディング目的保有の金融資産に係る実現純利益に計上されている。

金融商品

(i) 分類

IAS第39号に従い、当ファンドはその投資及び他の金融資産を、損益を通じて公正価値により測定

されるトレーディング目的保有の金融資産又は償却原価で測定される金融資産として分類している。

以下の場合、金融商品はトレーディング目的保有に分類される。

- －主に近日中に売買するために取得されるか、引き受けられる
- －当初認識において、一緒に運用されるポートフォリオの一部であり、短期の利益獲得という最近のパターンの証拠がある
- －指定された有効なヘッジ商品以外のデリバティブである

損益を通じて公正価値により測定されるトレーディング目的保有の金融資産の区分は、譲渡性預金証書、定期預金、割引債及び変動利付譲渡可能預金証書（NCD）で構成されている。当該商品は主に利益を得る目的により取得されるか、または引き受けられる。

償却原価で測定される金融資産の区分は受取債権であり、これには現金及び現金同等物、並びに債権が含まれる。償却原価で測定される金融負債の区分は、その他の負債であり、これには債務が含まれる。

(ii) 認識

当ファンドは、金融資産を、当該商品の契約条項の当事者となる日に認識する。金融資産の通常の購入は、約定日基準の会計処理に基づいて認識される。同日より、損益を通じて公正価値により測定されるものとして分類された金融資産の公正価値の変動から発生する全ての収益及び損失は、包括利益計算書の損益を通じて公正価値により測定されるトレーディング目的保有の金融資産に係る実現純利益に計上される。金融商品の処分による実現損益は、先入先出法（FIFO）を用いて計算される。

(iii) 当初測定

金融商品は、当初、公正価値（取引価格）に、金融資産の取得または発行に直接起因する取引費用を加えた金額（損益を通じて公正価値により測定されない金融資産の場合）により測定される。損益を通じて公正価値により測定された金融資産の取引費用は、直ちに費用計上される。

損益を通じて公正価値により測定されない金融資産又は負債は、当初、公正価値に取得又は発行に直接帰属する取引費用を加算して認識される。

(iv) その後の測定

当初の測定後、当ファンドは損益を通じて公正価値により測定されるものとして分類された金融資産をその公正価値で測定する。「公正価値」とは、測定日において、市場参加者間での秩序だった取引において、またはそのような取引がない場合は当ファンドが当該日においてアクセスを有する最も有利な市場において、資産を売却するために受け取る価格である。金融資産の価格は最終取引価格である。

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、将来の売却費用を控除せずに、財政状態計算書日における、確立された取引所の相場価格、または取引所で取引されない商品については評判の高いブローカー／カウンターパーティーから得た価格に基づく。

該当する場合は、当ファンドは商品の公正価値を当該商品の活発な市場での相場価格を用いて測定する。市場は、該当する資産または負債に関する取引が十分な頻度と取引量によって行われ、継続的に価格情報を提供する場合に、「活発」とみなされる。

証券取引所に上場又は公開されている証券で、その取引所価格が代表的でないか入手できない場合、あるいは公表されていない場合、管理会社と相談の上、受託会社、または受託会社がそのために承認した人物が誠実かつ十分に注意を払って見積もった推定実現価格、もしくは受託会社が承認した価格を提供する他の手段により測定される。

損益を通じて公正価値により測定される金融商品の公正価値のその後の変動は、包括利益計算書の損益を通じて公正価値により測定されるトレーディング目的保有の金融資産に係る実現純利益で認識される。

貸付金及び債権として分類された金融資産は、実効金利法に基づいた減損損失控除後（存在する場合）の償却原価により計上される。

金融資産または金融負債の償却原価は、金融資産または金融負債が当初認識で測定された金額から元本返済を控除し、当初認識された金額と満期金額との差を実効金利法を用いて累積償却費を加減算し、減損を控除した金額である。

(v) 認識中止

当ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、または金融資産を移転した場合で、かつ、当該移転がIAS第39号に従った認識中止に適格である場合に、金融資産の認識を中止する。当ファンドは、契約上定められた義務が履行された、取消された、あるいは失効した場合に金融負債の認識を中止する。

(vi) 金融商品の相殺

金融資産及び金融負債は、認識された金額を相殺するための法的強制力のある権利が現在存在し、かつ、純額により決済する、または資産の実現と負債の決済を同時に行う意思がある場合に限り相殺され、財政状態計算書上に純額で報告される。通常、マスター・ネットティング契約は、これには該当せず、関連する資産及び負債が財政状態計算書で総額表示される。2017年3月31日及び2016年3月31日現在、当ファンドはマスター・ネットティング契約の対象ではない。

現金及び現金同等物

受託会社のG. A. S. (ケイマン) リミテッドは、スミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー) リミテッドを保管銀行に指名した。また、スミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー) リミテッドはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (以下、「BBH」という。) をその副保管銀行に指名した。現金は最終的にファンドの取引銀行であるBBHにより保有されている。現金及び現金同等物は、BBHに預けられた満期まで3か月以内の現金及び預金から構成されている。

利息収入及び費用

受取利息及び支払利息は、発生主義により、実効金利法に基づいて会計処理されている。

費用

費用は発生主義で計上される。

税金

ケイマン諸島の現行法では、当ファンドが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタル・ゲイン、又は他のケイマン諸島の税金はない。当ファンドは、信託法セクション81（2011年改訂）に従い、信託設立日から50年間、かかる税金が制定された場合でも、それらの税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督より受け取っている。結果として、財務書類には税金費用が計上されていない。当ファンドは、一定の利息、配当及びキャピタル・ゲインに係る外国源泉徴収税の対象となる場合がある。

資本受益証券

当ファンドは資本受益証券を発行しているが、これらの証券はIAS第32号「金融商品：表示」（以下、「IAS第32号」という。）及び当該商品の契約条件の内容に準拠して資本に分類されている。当ファンドが現金又は別の金融商品で購入又は買い戻す契約上の義務を含むプッタブル金融商品は、以下の条件全てを満たす場合は資本に分類される。

- ・当ファンドが清算された場合、保有者が当ファンドの純資産の比例配分された持分を受け取る権限を有する
- ・その他全てのクラスの商品に劣後する商品のクラスである
- ・その他全てのクラスの商品に劣後する商品のクラスの全ての金融商品が同一の特性を持つ
- ・当ファンドが現金又は別の金融商品で購入又は買い戻す契約上の義務は別として、当該商品は負債としての分類を必要とする他の特性を含まない
- ・存続期間にわたり当該商品に帰属する予想キャッシュ・フロー合計が、本質的に当該商品の存続期間にわたり、損益、認識された純資産の変動、又は当ファンドの認識済・未認識純資産の公正価値の変動に基づく

当ファンドが発行する受益証券の1つのクラスがこれらの条件に該当するため、資本として分類されている。資本受益証券の契約条件がIAS第32号に規定される厳格な基準を準拠できない内容に変更された場合、資本受益証券は、その商品が当該基準を満たさなくなった時点で金融負債に振替られる。金融負債は、振替られた日において、金融商品の公正価値により測定される。

2017年3月31日現在、資本として分類されたファンドの純資産は、1,390,011,237ランドであった（2016年：1,289,546,237ランド）。

3. 金融商品及び関連するリスク

当ファンドの金融商品から発生する主要なリスクの概要は、以下の通りである。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融商品の将来の価格に関する不確実性から発生する。これは、価格が変動する中で、市況の動向から当ファンドが被る可能性がある潜在的損失を示している。市場リスクは、価格リスク、通貨リスク及び金利リスクの3つのリスクから構成されている。

価格リスク

価格リスクは、個々の投資資産またはその発行者に固有の要因によって生じたかどうにかかわらず、市場価格の変動（通貨リスクまたは金利リスクから発生したものを除く。）の結果、関連する商品の価値が変動するリスクである。価格リスクは、管理会社がデュレーション、信用リスク及び商品を分散したポートフォリオを構築することにより管理されている。

2017年3月31日現在、それぞれの投資価格が5%上昇し、外国為替相場が一定と仮定した場合、資本合計は、62,072,188ランド（4.47%）増加する（2016年：37,057,230ランド（2.87%））。5%下落した場合は、その他変数が全て変わらないとすれば、総資本に対して上記と同額で逆方向の影響が生じる。

通貨リスク

通貨リスクは、非基準通貨のエクスポージャーが不利な方向に変動することにより当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を示している。全ての投資並びに現金及び現金同等物は当ファンドの基準通貨建であるため、財政状態計算書及び包括利益計算書が通貨の変動により重大な影響を受けることはない。したがって、感応度分析は行われていない。

金利リスク

金利リスクは、関連する金利が不利な方向に変動することにより当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を示している。確定利付証券の価値は金利情勢の変化により影響を受ける可能性があり、同時に変動金利証券及び銀行預金に係る未収入金も、金利変動の影響を受ける。

2017年3月31日現在、契約上の金利更新日または満期日のいずれか早いほうにより分類された当ファンド投資資産の金利の詳細は、以下の通りである。

	2017年					
	1ヶ月未満 (ランド)	1-3ヶ月 (ランド)	4-12ヶ月 (ランド)	確定利付 (ランド)	無利息 (ランド)	合計 (ランド)
資産						
損益を通じて公正価値により測定される トレーディング 目的保有の金融資産	372,524,633	587,360,696	242,151,152	—	39,407,285	1,241,443,766
現金及び現金同等物	4,739,845	—	—	151,200,000	—	155,939,845
債権	—	—	—	—	1,839,521	1,839,521
資産合計	377,264,478	587,360,696	242,151,152	151,200,000	41,246,806	1,399,223,132
負債						
債務	—	—	—	—	9,211,895	9,211,895
負債合計	—	—	—	—	9,211,895	9,211,895
金利感応度ギャップ合計	377,264,478	587,360,696	242,151,152	151,200,000	該当せず	該当せず
	2016年					
	1ヶ月未満 (ランド)	1-3ヶ月 (ランド)	4-12ヶ月 (ランド)	確定利付 (ランド)	無利息 (ランド)	合計 (ランド)
資産						
損益を通じて公正価値により測定される トレーディング 目的保有の金融資産	267,056,377	466,066,392	—	—	8,021,831	741,144,600
現金及び現金同等物	35,145,396	—	—	514,600,000	—	549,745,396
債権	—	—	—	—	3,115,105	3,115,105
資産合計	302,201,773	466,066,392	—	514,600,000	11,136,936	1,294,005,101
負債						
債務	—	—	—	—	4,458,864	4,458,864
負債合計	—	—	—	—	4,458,864	4,458,864
金利感応度ギャップ合計	302,201,773	466,066,392	—	514,600,000	該当せず	該当せず

財政状態計算書日において、保有される投資有価証券の変動金利に基づき金利が0.5%上昇した場合、利益は6,033,882ランド増加することになる（2016年：3,841,341ランド）。金利が0.5%下落した場合には、逆方向に同額の影響が生じる。当ファンドにおいては、変動利付投資に係る受取利息のベンチマーク金利は、ヨハネスブルグ銀行間合意金利（「JiBar」）3か月金利に基づいている。

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高く財政が緊迫している場合に、当ファンドが投資ポジションの規模を合理的な価格により迅速に修正することができない可能性を示している。

当ファンドは、容易に換金可能な資産に投資しており、また、持分の純額の約5%の現金持ち越し残高を通常有している。当該残高は、既に把握している資金流出がある場合及び市場が混乱している場合増額される。市場が混乱している場合、当該資産の実現はより困難になる可能性がある。市場の

混乱が観察される場合、それは管理会社によってモニタリングされ、管理会社が必要と看做す場合、管理会社はより満期の短い商品を保有し、現金持ち越し残高を増加させるよう試みる。受益者の償還条件の詳細については、注記9を参照のこと。

管理会社の意見では、2017年3月31日及び2016年3月31日に当ファンドが保有していた資産及び負債の大部分は、通常的环境下で1か月以内に換金または清算を行うことが可能なものである。当ファンドの全負債、及び受益者の選択により全額が償還可能である当ファンドの全資本の契約上の満期は1ヶ月未満である。

信用リスク

信用リスクは、取引相手先が当ファンドに対する契約条件に従った義務の履行をしなかった場合に、当ファンドが計上する損失により測定される。当ファンドは、取引を行う当事者の信用リスクに晒されることになり、また、決済が不履行になるリスクを負うことになる。当ファンドは、十分な経験、知識及び信用力を有する大手の契約相手先のみを選定している。全ての上場証券の取引は、認可されたブローカーを用いて引渡時の決済及び支払が行われる。売却された証券の引渡は、ブローカーが支払を受取った時点においてのみ行われるため、不履行のリスクは最小限であると考えられる。購入時の支払は、ブローカーが証券を受取った時点において行われる。オーバーナイト預金により保有されている現金は全て、一覧から選定された銀行において保有されている。銀行の破綻または支払不能によって、預金として保有している現金に関する当ファンドの権利について遅延または制限される可能性がある。管理会社は、スタンダード・アンド・プアーズ及びムーディーズにより報告された、当該銀行一覧の信用格付を監視している。

受託会社のG. A. S. (ケイマン) リミテッドは、スミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー) リミテッドを保管銀行 (以下、「保管銀行」という。) に指名した。スミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー) リミテッドの最終的な親会社は、三井住友信託銀行株式会社であり、フィッチの長期格付けはA-である。また、スミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー) リミテッドはBBHをその副保管銀行 (以下、「副保管銀行」という。) に指名した。現金及び証券の両方は、最終的に副保管銀行に保管され、現金は銀行として副保管銀行に保管されている。期末の当ファンドの投資及び現金は全て、副保管銀行に保管されている。副保管銀行のフィッチの信用格付けはA+である。副保管銀行の破綻または支払不能によって、銀行に保管されている債券投資に関する当ファンドの権利は、遅延または制限される可能性がある。

当ファンドの有価証券は、保管銀行が指名したグローバル副保管銀行において、保管銀行により分別管理方式で保管されている。従って、保管銀行またはその副保管銀行が破綻または支払不能となった場合、当ファンド保有の有価証券は分別されている。しかし当ファンドは、当ファンドの現金に関連して、副保管銀行の信用リスク、または保管銀行や副保管銀行が利用する預託先の信用リスクに晒されている。副保管銀行または預託先が支払不能または破綻となった場合、当ファンドの現金保有高に関して、当ファンドは副保管銀行または預託先の一般債権者として扱われることになる。

当ファンドが取引した全ての適格有価証券の評価を記録した全ての投資は、保全され、フィッチ社

による格付の変更を記録するため、日次で管理会社によって監視される。格付の変更は全て管理会社に報告される。

以下の表は、信用格付別（フィッチによる）の、定期預金及び損益を通じて公正価値により測定される商品の投資比率による分布を示している。

	2017年			2016年	
	(ランド)	%		(ランド)	%
AAA	361,348,499	25.95%	AAA	-	-
AA+	998,285,267	71.67%	AA+	-	-
AA	31,700,000	2.28%	AA	723,945,867	57.65%
AA-	-	-	AA-	360,474,362	28.71%
A+	500,000	0.04%	A+	2,500,000	0.20%
A	800,000	0.06%	A	168,824,371	13.44%
	1,392,633,766	100.00%		1,255,744,600	100.00%

2017年3月31日及び2016年3月31日に終了した事業年度における、トレーディングにより達成された全ての投資利益及び損失は、包括利益計算書の損益に計上されている。

4. 金融商品の公正価値

下記の表は、公正価値が以下に基づき分析される、公正価値で認識される金融商品を示している。

- ・ レベル1：活発な市場における同一商品の（未調整の）公表相場価格
- ・ レベル2：直接（価格など）または間接的（価格から派生）に観察可能なインプットに基づく評価手法。このカテゴリーには、活発な市場での類似の商品に関する市場価格、又はあまり活発でないとみなされる市場での市場価格、あるいは全ての重要なインプットが直接または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて評価された金融商品が含まれる。
- ・ レベル3：重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。このカテゴリーには、観察可能なデータに基づかないインプットを含む評価手法を用いた金融商品、及び観察不能なインプットが当該商品の評価において重要な影響を持つ金融商品が含まれる。このカテゴリーには、類似の商品の相場価格に基づき評価されるが、金融商品間の差異を反映させるために重要な観察不能な調整または仮定が必要である金融商品が含まれる。当ファンドはこのカテゴリーの商品を保有していない。

	2017年			合計 (ランド)
	レベル1 (ランド)	レベル2 (ランド)	レベル3 (ランド)	
損益を通じて公正価値により 測定されるトレーディング 目的保有の金融資産 (未収利息を含む)				
割引債	—	15,429,361	—	15,429,361
変動利付譲渡可能預金証書に係る 利息債権	—	39,407,285	—	39,407,285
変動利付譲渡可能預金証書	—	1,186,607,120	—	1,186,607,120
	—	1,241,443,766	—	1,241,443,766

	2016年			合計 (ランド)
	レベル1 (ランド)	レベル2 (ランド)	レベル3 (ランド)	
損益を通じて公正価値により 測定されるトレーディング 目的保有の金融資産 (未収利息を含む)				
変動利付譲渡可能預金証書に係る 利息債権	—	8,021,831	—	8,021,831
変動利付譲渡可能預金証書	—	733,122,769	—	733,122,769
	—	741,144,600	—	741,144,600

公正価値ヒエラルキーの投資のレベルは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低いレベルに基づいている。年間を通じて、レベル間の振替はなかった。損益を通じて公正価値測定されない金融商品は、短期の金融資産及び金融負債であり、その帳簿価額は公正価値に近似している。

当ファンドは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振り替えを、かかる変更が生じた年度の期末に認識している。

5. 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、BBHに預けられた満期まで3か月以内の現金4,739,845ランド（2016年：35,145,396ランド）、並びに預金151,200,000ランド（2016年：514,600,000ランド）から構成されている。

6. 債権

	2017年 (ランド)	2016年 (ランド)
未収銀行利息	1,077,897	2,737,371
ファンド受益証券の募集に関する未収入金	761,624	377,734
	<u>1,839,521</u>	<u>3,115,105</u>

7. 損益を通じて公正価値により測定される金融資産

	2017年 (ランド)	2016年 (ランド)
トレーディング目的保有：		
－割引債	15,429,361	－
－変動利付譲渡可能預金証券に係る利息債権	39,407,285	8,021,831
－変動利付譲渡可能預金証券	1,186,607,120	733,122,769
	<u>1,241,443,766</u>	<u>741,144,600</u>

8. 債務

	注記	2017年 (ランド)	2016年 (ランド)
未払報酬	12	4,741,816	4,127,851
未払分配金	14	752,202	208,865
ファンド受益証券の買戻に関する未払金		3,717,877	122,148
		<u>9,211,895</u>	<u>4,458,864</u>

9. 資本受益証券

	受益証券数	資本受益証券 (ランド)
2016年4月1日現在残高	128,954,619,528	1,289,546,195
発行済資本受益証券	45,160,579,574	451,605,796
買戻資本受益証券	(35,114,107,439)	(351,141,074)
2017年3月31日現在残高	<u>139,001,091,663</u>	<u>1,390,010,917</u>
2015年4月1日現在残高	120,482,772,297	1,204,827,722
発行済資本受益証券	40,223,998,573	402,239,986
買戻資本受益証券	(31,752,151,342)	(317,521,513)
2016年3月31日現在残高	<u>128,954,619,528</u>	<u>1,289,546,195</u>

受益証券は、ランド建受益証券1クラスのみが発行されている。受益証券は、適用される購入価格により任意の取引日に申込可能である。

当ファンドは、受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行しているが、当該受益証券はIAS第32号に基づいて資本に分類されている。買戻可能受益証券は、ファンドの純資産価額に応じた現金を対価として、各取引日において、ファンドによる買戻しが可能である。買戻可能な受益証券の帳簿価額は、財政状態計算書日時点で受益者がファンドに対して受益証券の買戻を求める権利を行使した場合に支払われる買戻価格である。

資本受益証券は、関連する取引日の午前8時（ダブリン時間）までに、または管理会社が設定したその他の期限までに買戻通知を提出することを条件として、毎日償還可能である。買戻通知が遅れた場合、買戻請求は次の取引日まで持ち越され、受益証券は当該取引日に適用される買戻価格により償還される。

当ファンドは、資本受益証券を当ファンドの資本とみなしている。資本運用の目的は、注記1に記載された投資目的である。

当ファンドは、外部から課せられる規制資本要件の対象とはなっていない。

10. 利益剰余金

	2017年 (ランド)	2016年 (ランド)
期首残高	42	573
当期包括利益合計	88,623,188	67,780,491
受益者に対して宣言された分配金	(88,622,910)	(67,781,022)
期末残高	320	42

11. 投資純収益

	2017年 (ランド)	2016年 (ランド)
損益を通じて公正価値により測定される トレーディング目的保有の金融資産からの受取利息	105,091,101	82,362,951
現金及び現金同等物による受取利息	121,664	523,731
損益を通じて公正価値により測定されない金融資産の 支払利息	(462,549)	-
	104,750,216	82,886,682

12. 報酬及び費用

受託会社報酬

受託会社は、当ファンドの資産の中から、年間170,000ランドの固定報酬を受取るが、当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いにより支払われる。

受託会社は、外部現金口座について、当ファンドの資産から14,000ランドの口座開設報酬も受取る。さらに受託会社は、当ファンドに関連して課されたまたは合理的な理由により発生した、政府または類似機関の手数料、料金、税金及び賦課金、並びに全ての合理的な立替費用を当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。また、受託会社は、受託会社及び管理会社との間で当ファンドの終了の合意がなされた場合の解約手数料を受領する権利を有する。

管理事務代行会社報酬及び保管報酬

管理事務代行会社は以下の料率によりファンドの資産から管理事務代行会社報酬を受取る。

1. 各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド以下の部分については年率0.10%
2. 各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド超2,000,000,000ランド以下の部分については年率0.09%
3. 各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、2,000,000,000ランド超の部分については年率0.08%

当該報酬は、当ファンドの管理事務代行サービスの規定に関連して、評価日に基づく日割計算により年間700,000ランドを最低報酬額として四半期毎に後払いで支払われる。保管銀行に対する報酬は管理事務代行会社が負担する。

また管理事務代行会社は、当ファンドに関連する証券決済指図1件につき150ランド、当ファンドに関連する資金移動1件につき100ランドの手数料を受取る。管理事務代行会社は、募集要項の改訂、当ファンドに対するサービス提供者の変更、当ファンドの構造の変更及び当ファンドの終了等（これらを含むが、これらに限定されない）の場合にも、当ファンドの資産から管理事務代行契約に定める追加報酬を随時受領する権利を有する。

管理会社報酬

管理会社は、当ファンドの資産から、当ファンドの純資産価額の年率0.05%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、管理会社は、管理会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.40%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、投資運用会社は、投資運用会社が提供するサー

ビスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

販売会社報酬

販売会社は、当ファンドの資産から、販売会社が獲得した申込者の受益証券に帰属する純資産価額の年率0.40%を上限とする報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

代行協会員報酬

代行協会員は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.10%を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

その他の報酬及び費用

当ファンドに帰属する追加報酬及び費用（監査報酬、法務費用、コンサルタント報酬、取引手数料、広告費用、印刷費用及びその他の継続的な立替報酬及び費用を含むが、当該報酬及び費用に限定されない。）についても、当ファンドの資産から支払われる。また、当ファンドは、該当する税金についても負担する。

未払報酬は以下の通りである。

	2017年 (ランド)	2016年 (ランド)
受託会社報酬	42,849	42,279
管理事務代行会社報酬及び保管報酬	435,281	358,751
管理会社報酬	174,120	157,162
投資運用会社報酬	1,392,107	1,257,295
販売会社報酬	1,400,657	1,257,305
代行協会員報酬	340,537	314,304
その他の報酬及び費用	956,265	740,755
	4,741,816	4,127,851

13. 関連当事者間取引

財務上または業務上の決定を行う際に、ある当事者が他の当事者を支配する能力、または他の当事者に対して重要な影響力を行使する能力を有している場合に、これらは関連当事者であると看做される。管理会社及び関連会社は当ファンドと関連があると看做されている。当事業年度における関連当事者間で発生した報酬は、包括利益計算書において開示されている。当事業年度末における関連当事者に対する支払債務の金額は、注記12において開示されている。通常の事業過程において、それ以外の関連当事者との取引はなかった。

14. 分配方針

受託会社は、管理会社の助言に従い、各取引日において当ファンドに関する分配を宣言することができる。分配は、受益証券1口当たり純資産価格が、当該取引日に0.01ランド（基準値）を超えた場合にのみ宣言されるものとする。分配可能金額は、各取引日において受益証券1口当たり純資産価格を算定することにより、管理事務代行会社が決定するものとする。当ファンドから分配される受益証券1口当たりの金額は、関連する取引日の受益証券1口当たり純資産価格を基準値と同額に減額するために必要な金額とする。分配は、各取引日における最終の関連市場の営業終了直前、または管理会社が受託会社と協議の後随時決定する特定の日時に宣言されたと看做される。

受益証券1口につき分配される金額が計算され、小数点第8位未満は四捨五入される。受益者に対して支払われる総額は0.01ランド未満について四捨五入される。全ての端数調整金額は、当ファンドに帰属することとなる。2017年3月31日に終了した事業年度に受益者に対し宣言された分配金は、88,622,910ランド（2016年：67,781,022ランド）であった。

当ファンドの全ての受益者は、受益者が保有する受益証券口数に比例して、当ファンドが分配可能な分配金を請求する権利を有している。

分配は、投資家から申込金を受領した日から毎日発生する。したがって、受益者は決済日に宣言された分配を受領する権利を有することになる。分配の再投資日において、分配の再投資日当日またはそれ以前に宣言された全ての発生済かつ未払の分配（源泉徴収税及び受益者の居住国において支払が要求されるその他の税金（存在する場合）を控除後）が、分配の再投資日に決定される受益証券1口当たり純資産価格による追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資される。再投資における申込金の決済は、翌取引日に行われる。分配の再投資に関して支払われる初期手数料はない。また、端数の受益証券は発行されない。

分配の再投資日以前に受益証券の買戻しを請求する受益者に対しては、買戻しが行われる受益証券に関する分配（受益証券が買戻される取引日当日を含み宣言されたもの）が、買戻代金と共に現金により支払われる。月末の取引日に受益証券の買戻しを請求する受益者は、関連する取引日に、当該受益証券（受益者の請求により買戻しが行われる受益証券に係る分配金により前回の分配の再投資日に発行された受益証券の一部を含む。）が買戻されるものとし、買戻代金が宣言された分配と共に支払われる。2017年3月31日に終了した事業年度に再投資された分配金は、69,719,972ランド（2016年：53,475,054ランド）であった。

15. 後発事象

2017年9月8日までに、受益者は当ファンドに対して合計411,203,349ランドの申込を行い、当ファンドから合計254,439,805ランドの償還を受けた。

その他、財務諸表上開示が必要な後発事象はない。

(3) 投資有価証券明細表等

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

(ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト)

投資明細表 (未監査)

2017年3月31日現在

	保有額面	公正価値 (ランド)	純資産比率 (%)
割引債			
南アフリカ			
South Africa T-Bill 0% 19-Apr-17	15,480,000	15,429,361	1.11
		15,429,361	1.11
割引債合計		15,429,361	1.11
変動利付譲渡可能預金証書			
南アフリカ			
Absa Bank FRN 16-May-17	33,000,000	33,036,368	2.38
Absa Bank FRN 19-May-17	23,000,000	23,022,046	1.66
Absa Bank FRN 22-May-17	62,000,000	62,000,000	4.46
Absa Bank FRN 07-Jun-17	32,000,000	32,000,000	2.30
Absa Bank FRN 14-Jun-17	16,000,000	16,024,874	1.15
Absa Bank FRN 15-Jun-17	21,000,000	21,000,000	1.51
Absa Bank FRN 19-Jun-17	51,000,000	51,000,000	3.67
Absa Bank FRN 14-Aug-17	31,000,000	31,000,000	2.23
Absa Bank FRN 16-Aug-17	42,000,000	42,019,289	3.02
Absa Bank FRN 17-Aug-17	16,000,000	16,001,048	1.15
Firststrand Bank FRN 12-Apr-17	49,000,000	49,008,448	3.53
Firststrand Bank FRN 13-Apr-17	47,000,000	47,008,408	3.38
Firststrand Bank FRN 10-May-17	72,000,000	72,051,577	5.18
Firststrand Bank FRN 26-May-17	61,000,000	61,029,581	4.39
Firststrand Bank FRN 02-Jun-17	26,000,000	26,045,314	1.87
Firststrand Bank FRN 06-Jun-17	38,000,000	38,041,952	2.74
Firststrand Bank FRN 15-Jun-17	34,000,000	34,050,322	2.45
Investec Bank FRN 02-Apr-17	34,000,000	34,000,000	2.45
Investec Bank FRN 04-May-17	31,000,000	31,000,000	2.23
Nedbank FRN 12-Apr-17	5,000,000	5,000,000	0.36
Nedbank FRN 18-Apr-17	25,000,000	25,000,000	1.80
Nedbank FRN 19-Apr-17	100,000,000	100,042,558	7.20
Nedbank FRN 19-Apr-17	4,000,000	4,000,000	0.29
Nedbank FRN 21-Apr-17	73,000,000	73,035,858	5.24

Nedbank FRN 24-Apr-17	20,000,000	20,000,000	1.44
Nedbank FRN 22-May-17	25,000,000	25,000,000	1.80
Nedbank FRN 23-May-17	28,000,000	28,036,843	2.02
Nedbank FRN 12-Jun-17	12,000,000	12,000,000	0.86
Nedbank FRN 12-Jul-17	43,000,000	43,000,000	3.09
Nedbank FRN 13-Sep-17	4,000,000	4,007,500	0.29
Standard Bank of South Africa FRN 25-May-17	22,000,000	22,021,819	1.58
Standard Bank of South Africa FRN 01-Aug-17	34,000,000	34,000,518	2.45
Standard Bank of South Africa FRN 17-Aug-17	43,000,000	43,072,348	3.10
Standard Bank of South Africa FRN 20-Sep-17	29,000,000	29,050,449	2.09
		<u>1,186,607,120</u>	<u>85.36</u>
変動利付譲渡可能預金証書合計		<u>1,186,607,120</u>	<u>85.36</u>
利息債権		<u>39,407,285</u>	<u>2.84</u>
損益を通じて公正価値により測定されるトレーディング目的保有の金融資産		<u>1,241,443,766</u>	<u>89.31</u>
預金（期間3か月以下）			
南アフリカ			
コール勘定 Shinsei Absa Bank	200,000	200,000	0.01
コール勘定 Shinsei Citibank	500,000	500,000	0.04
コール勘定 Shinsei HSBC Bank	31,700,000	31,700,000	2.28
コール勘定 Shinsei Investec Bank	34,000,000	34,000,000	2.45
コール勘定 Shinsei Societe Generale	800,000	800,000	0.06
コール勘定 Shinsei Standard Bank	84,000,000	84,000,000	6.04
		<u>151,200,000</u>	<u>10.88</u>
預金合計（期間3か月以下）		<u>151,200,000</u>	<u>10.88</u>

IV. お知らせ

該当事項はありません。